

令和3年度社会福祉法人北上市社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

本年度は、合併による現在の北上市社会福祉協議会発足から満30年を迎えるこれまでを振り返りながら今後の発展を期する節目の年度であります。また、昨年度から継続しているコロナ禍において、必要な支援が滞ることがないよう、全事業を通じて対策・対応を図っていかなければなりません。

国では、地域共生社会の実現を図るため、社会福祉法等の一部を昨年改正し、令和3年4月1日施行として、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の整備等を推進することとしています。

当協議会においても、第4次北上市地域福祉活動計画の将来像を「支え合い 誰もが安心して健やかに暮らせる 地域社会」として、地域共生社会の実現に向けて活動してきたところであり、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の抱える課題解決のための支援体制の更なる拡充整備に努めることが必要であります。

また、東日本大震災から10年が経過し、避難者の方々の支援ニーズの変化に応じた支援体制へ移行する方針が岩手県から昨年示され、対応が求められています。

こうした状況から、本年度の事業においては、コロナ禍で生活に不安を抱える方々などへの相談支援を継続するほか、新たにひきこもり支援事業を北上市から受託し、居場所の確保や相談窓口の設置、アウトリーチ相談支援員の配置等の支援体制を充実します。

避難者支援については、避難者生活支援センターを縮小しつつ、避難者のニーズに応じた支援体制へ移行することとします。あわせて、災害ボランティアセンターの設置運営を担う当協議会として、震災や近年の台風、豪雨災害を教訓に、改めて災害時の備えを点検し、万全の備えに努めてまいります。

なお、発足30周年にあたり、記念事業を実施いたします。このうち、昨年のコロナ禍で延期とした30回目の市民福祉大会を記念事業としても位置づけ、今後の発展と地域共生による豊かな福祉社会を実現するための共通認識を深める機会として開催します。

さらに、地域福祉活動計画5か年計画の中間年として、当該計画の進捗状況の検証と見直しを行う年度となっていますので、当協議会の全支部で地域福祉懇談会を開催するなど広くご意見等をいただき、地域福祉を巡る新たなニーズと環境に対応する計画として、北上市の地域福祉計画と一体となった見直しを図ってまいります。

このほか、本年度の事業の計画に当たっては、消費税増税や自主財源の伸び悩みなど厳しい財政環境に対応した財務改善に取り組みつつ、地域福祉活動計画に掲げる次の10の重点項目

- 1 生活困窮者等支援の強化
- 2 コミュニティソーシャルワーカーの配置による実践的な地域支援の取り組み
- 3 ボランティア活動センターの機能強化
- 4 地域福祉と地域づくりの一体化
- 5 高齢者ふれあいデイサービス事業を活用した地域づくりの推進
- 6 災害時等における円滑な避難支援体制づくり
- 7 権利擁護の総合的な支援の推進
- 8 生活支援コーディネーターの配置による高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備
- 9 社会福祉法改正、社会福祉法人改革に対応した取り組みの推進
- 10 福祉事業(サービス)や福祉活動の情報提供の仕組みづくり

を基本として積極的に取り組んで参ります。

事業の実施に当たっては、市民、自治会、ボランティア、企業、行政、民生委員・児童委員、福祉協力員並びに福祉、医療、保健の関係者の方々のほか、今年度から本格的に活動をスタートする北上市社会福祉法人連絡会と、密接な連携を図り、地域福祉活動計画に掲げる次の5つの視点

- 1 お互い様の気持ちをもって
- 2 その人らしく安心して暮らす
- 3 孤立しないようにつなげる
- 4 より良いサービスを
- 5 市民・地域とともにある社協

を大切にし、各般の事業に取り組んで参ります。